

(表面)

<p>第 号</p> <p>歯科技工士法第27条第2項の規定による 身分証明書</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日発行</p> <p>都道府県</p> <p>(保健所設置市又は特別区) (印)</p>	<p>写</p> <p>真</p>
---	-------------------

(裏面)

<p>歯科技工士法(昭和30年法律第168号)抜 すい</p> <p>第27条 都道府県知事は、必要があると認 めるときは、歯科技工所の開設者若しく は管理者に対し、必要な報告を命じ、又 は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、 その清潔保持の状況、構造設備若しくは 指示書その他の帳簿書類を検査させる ことができる。</p> <p>2 前項の規定によつて立入検査をする当 該吏員は、その身分を示す証明書を携帯 し、かつ、関係人の請求があるときは、 これを提示しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のた めに認められたものと解してはならない。</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する者 は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>四 第27条第1項の規定による報告を怠 り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏 員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した 者</p> <p>注 保健所を設置する市又は特別区にあつ ては、歯科技工士法第21条第1項の規定に より、前記都道府県知事の権限は市長又 は区長が行うこととなつている。</p>
--	---